

# 喜界町農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成28年10月24日（月）  
午後 2時00分～午後 3時00分
2. 開催場所：役場内会議室
3. 出席委員：（11名）
4. 欠席委員：（1名）
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 議案第 28号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 29号 買受適格証明願いの審議について  
議案第 30号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について
  - 報告第 8号 農家基本台帳新規搭載について
6. 農業委員会事務局出席職員（2名）
7. 欠席職員（1名）

## 8. 会議の概要

発言者	発言内容
事務局	<p>ただ今から平成28年第10回定期総会を開会いたします。 はじめに会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>【皆さんそれぞれお忙しい中、定例会にご出会いただきありがとうございます。平素よりそれぞれの地域でご尽力いただき感謝申し上げます。それでは早速お手元の資料に基づきご審議の方をよろしくをお願いいたします。】</p>
事務局	<p>それでは会を進めて参りたいと思います。本日は12番委員より欠席の旨連絡がございました。出席委員は12名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。喜界町農業委員会会議規則第4条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長をお願いいたしたいと思います。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および会議書記の指名を行います。喜界町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員は、1番、2番をお願いいたします。 なお、会議書記には事務局職員の庶務係を指名いたします。 以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは、日程第2の議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。事務局の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>まず、受付番号3は今回は取り下げということでお願いいたします。 よって、今回の農地法第3条の許可申請は、議案4件でございます。 議案第28号は全て所有権の移転に関する件でございます。</p> <p>【議案第28号、受付番号1・2・4・5を議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>受付番号1・2・4・5は、添付の審議内容にあるとおり農地法第3条第2項各号には該当いたしませんので、許可要件の全てを満たすものと判断いたします。</p> <p>以上で議案の朗読並びに説明を終わります。</p>

発言者	発言内容
議長	<p>ただいま朗読がありました議案書の内容に関しまして、それぞれの地区の担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。</p>
3番	<p>1番について説明いたします。譲渡人へお話を伺いましたところ、譲受人とは以前にも宅地を売買した縁があり、譲渡人から話を持ちかけ今回の売買となったようです。</p> <p>譲受人へも確認いたしましたところ、現在は兼業で野菜を栽培しているとのことですが、今後はさとうきび生産等も行い農業に力を入れていきたいということです。</p> <p>双方合意の上での申請ですので何ら問題は無いと思われます。以上です。</p>
2番	<p>2番について説明いたします。申請に関して委任を受けている行政書士に確認いたしました。申請地は平成9年から平成12年の間に畑地帯総合整備事業を実施した地区です。元々譲受人の畑の隣に今回の申請地があり、当時譲受人が小作を行っていたため農地集積をするということで事業実施の前に売買をしたそうです。しかし、登記が未了であったため、今回の申請となったようです。何ら問題は無いと思われます。以上です。</p>
11番	<p>4番について説明いたします。譲渡人へお話を伺ったところ、高齢のため今後帰島し、農業することは無いということで譲受人へ売り渡したようです。</p> <p>譲受人へも確認いたしましたが、譲渡人から依頼があり買い受けたとのことでした。元々小作をしている畑であるため喜んで応じたそうです。何ら問題無いと思われます。</p>
5番	<p>5番について確認いたしましたので説明いたします。まず、譲渡人と譲受人は親子関係でございます。また、譲渡人は皆さんご承知の通り数十年300トンあまりのサトウキビを生産されてきた農家でございます。思うところはあるようですが高齢のため体がなかなかついて行かないということで長男である譲受人へ畑を贈与したようです。</p> <p>譲受人は、今後ますます農業に力を入れていきたいということで譲り受けたようです。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【質問、意見なし】</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第28号について、</p>

議長	<p>原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成ですので、議案第28号は原案の通り決定いたしました。</p>
----	--

発言者	発 言 内 容
議長	次に議案第29号「買受適格証明願について」を議案に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	<p>今月の買受適格証明願による案件は、2件でございます。</p> <p>【議案書にもとづいて、買受適格証明願の内容を説明】</p>
事務局	<p>以上の買受適格証明願の内容は、所轄裁判所は鹿児島地方裁判所名瀬支部となっています。</p> <p>申請人は、農地法3条第1項に照らし合わせて、経営規模・資金等を勘案して、問題ないと思います。</p>
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質問、意見等ございましたらお願いします。
11番	2件とも競売事件名が同じですが、所有者が同一ということでしょうか。
事務局	そうです。
議長	他にございませんか。
	【質問、意見なし】
議長	よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第29号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、議案第29号は原案のとおり決定いたしました。

発言者	発言内容
議長	次に、議案第30号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	<p>今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、4件でございます。</p> <p>第30号の議案書をご覧ください。喜界町より平成28年10月28日付けで農用地利用集積計画（案）の決定を求められています。</p> <p>賃貸借権の設定が4件です。 面積は、合計3,774㎡です。</p> <p>【議案第30号、計画番号17番から20番の農用地利用集積計画（案）について議案書をもとに説明】</p>
事務局	以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたします。
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等はございますか。</p> <p>【質問、意見なし】</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。それでは、計画番号17番から20番につきまして採決いたします。議案第30号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	全員賛成ですので、議案第30号は原案のとおり決定いたしました。

発言者	発言内容
議長	次に報告事項に入ります。報告第8号の「農家台帳新規登載について」 ですが、報告事項の朗読と説明を事務局よりお願いいたします。
事務局	報告第8号「農家台帳新規登載報告書」の件数は3件でございました。

議長	<p>いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備いたしておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。</p> <p>ありがとうございました。それでは、ただいまの報告第8号につきまして、発言等のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【発言等なし】</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、以上で報告第8号を終わります。</p>

発言者	発言内容
事務局	<p>以上で本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、これを持ちまして平成28年第10回喜界町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の議事録については、正確を記するため記名押印をする。

議事録署名委員 田畑 武八

議事録署名委員 藤本 安満